

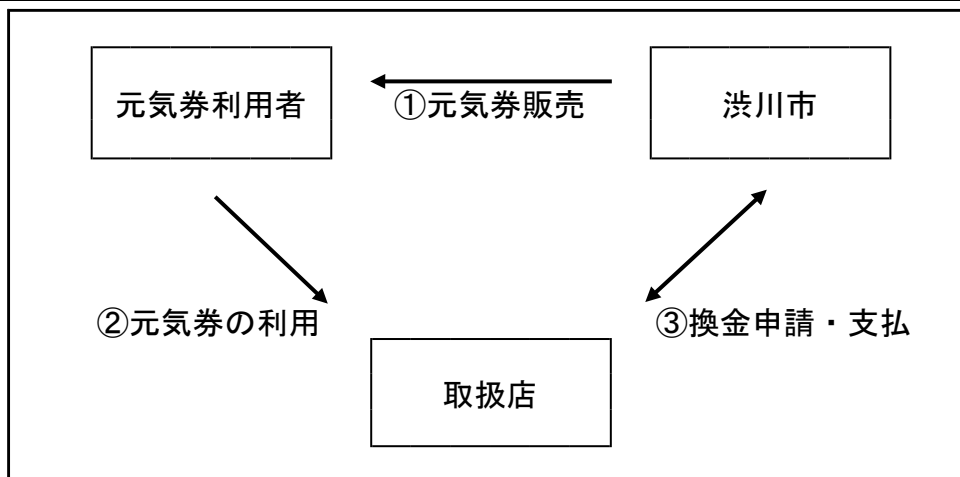
しぶかわ元気券取扱店募集案内

1 目的

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、低迷した市内事業者への消費喚起を目的としたしぶかわ元気券（以下「元気券」という。）を発行し、販売します。

これに当たり、以下のとおり取扱店の募集を行います。

2 元気券の流れ



※ 現在、実施している「こども応援券」に係る事業では、換金申請を銀行でしていただいておりますが、元気券については、市商工振興課に直接換金申請を提出していただきますので、ご注意ください。

3 元気券について

- (1) 名称 しぶかわ元気券
- (2) 発行者 渋川市
- (3) 内容 1セット15枚（1枚1,000円）

内訳：全店共通券10枚、飲食・宿泊専用券5枚

※ 全店共通券は、取扱店の全てで利用でき、飲食・宿泊専用券は、取扱店のうち、日本標準産業分類に規定されている飲食店及び旅館業法第3条に基づく県知事の許可を受けた宿泊施設（簡易宿所、下宿及びゴルフ場に附属するものは除く。）でのみ利用できる券となります。

- (4) 利用期間 令和2年7月27日から令和2年11月30日まで
- (5) 利用制限 次に該当するものには、元気券は利用できません。

ア 現金との換金

イ 不動産及び金融商品

ウ 商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、切手、くじ等の換金性が高いもの

エ 公共料金

オ たばこ

カ 国税及び地方税などの公租公課

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

（以下「風営法」という。）第2条に規定する営業を行っている店舗又は施設に対

する支払（風営法第2条第6項第4号に規定された施設以外の旅館業法第3条第1項の営業許可を受けた店舗又は施設に対する支払を除く。）

ク 法令又は公序良俗に反するもの

(6) 取扱上の注意事項

ア 元気券の額面に満たない利用があった場合は、釣銭は出ないものとする。

イ 額面の不足分は、現金等で補うものとする。

ウ 利用期限を過ぎた元気券は、利用できないものとする。

エ 元気券の紛失、盗難、滅失、毀損等に対し、市はその責を負わないものとする。

4 取扱店について

(1) 登録できる店舗又は施設

取扱店に登録できる店舗又は施設は、次のとおりです。

ア 市内に本社が所在する法人が営む市内の店舗又は施設

イ 個人事業主が営む市内の店舗又は施設

※ チェーン店及び大規模小売店舗の場合も、上記の条件に該当する店舗及び施設は登録できます。

(2) 登録できない店舗又は施設

次のいずれかに該当する店舗及び施設は、取扱店に登録できません。

ア 市外に本社が所在する法人が営む店舗又は施設

イ 風営法第2条に規定する営業を行っている店舗又は施設（風営法第2条第6項第4号に規定された施設以外の旅館業法第3条第1項の営業許可を受けた店舗又は施設を除く。）

ウ 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1項に規定する暴力団に関係する事業者が営む店舗又は施設

エ 法令又は公序良俗に反する営業を行っている事業者が営む店舗又は施設

(3) 手数料

登録に係る手数料及び換金手数料は、無料です。

(4) 取扱店の責務

取扱店は、次の事項を遵守することとする。

ア 利用者が元気券を持参したときは、「3元気券についての（5）利用制限及び（6）取扱上の注意事項」の規定に基づき、商品の販売又はサービス等の提供を行うこと。

イ 利用者が持参した元気券について、偽造及び変造等による不正使用が疑われる場合は、受取を拒否するとともに速やかに市へ連絡すること。

ウ 元気券の再利用を防止するため、受け取った元気券の裏面所定箇所に必ず取扱店名及び元気券を利用者から受領した日（以下「利用日」という。）を記入し、又は押印すること。この場合において、既に他の取扱店名等の記入があるものは、受取を拒否すること。

エ 元気券の再利用、交換、譲渡及び売買は行わないこと。

オ 利用者から受け取った元気券は、紛失、盗難、滅失、毀損には厳に注意して管理す

るとともに、必ず換金申請期間内に換金を行うこと。

カ 市が配布する取扱店であることを示すポスター及び希望する取扱店に配布するのぼり旗については、店頭など利用者の分かりやすい場所に掲示すること。

キ 群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）及び渋川市暴力団排除条例を遵守すること。

5 取扱店の登録

(1) 申請方法

取扱店に登録を希望する場合は、「しぶかわ元気券取扱店申請書」を記入し、商工振興課へ郵送、FAX又は持参により提出してください。

また、のぼり旗は、希望する取扱店に無料で配布しますが、商工振興課（市役所第二庁舎）又は各行政センターに受け取りにきていただくこととなりますので、希望する取扱店にご協力をお願いします。なお、のぼり旗の配布は、7月中旬以降を予定しており、準備ができ次第お知らせいたします。

「しぶかわ元気券取扱店申請書」は、市ホームページ（<http://www.city.shibukawa.lg.jp/>）からダウンロードできるほか、商工振興課及び渋川商工会議所、しぶかわ商工会で配布しています。

(2) 申請期間

令和2年6月12日から令和2年10月30日まで

(3) 取扱店への登録

取扱店に登録した場合は、「しぶかわ元気券取扱店登録通知書」を7月中旬以降に登録した店舗及び施設に対し郵送等で送付します。

また、飲食・宿泊専用券の取扱については、登録通知書でその可否を通知します。

※ 飲食・宿泊専用券は、日本標準産業分類に規定されている飲食店及び旅館業法第3条に基づく県知事の許可を受けた宿泊施設（簡易宿所、下宿及びゴルフ場に附属するものは除く。）のみを取扱可能店とします。飲食・宿泊専用券の取扱の可否は、申請内容を審査し決定します。

飲食店とは・・・

客の注文に応じ調理した飲食料品等をその場所で飲食させる店舗及び施設です。

飲食することを主たる目的とした設備を有さず、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品等を持ち帰る状態で提供（配達も含む）する店舗及び施設は、持ち帰り・配達飲食サービス業に該当するため、飲食・宿泊専用券の取扱対象外となります。

また、他から仕入れた飲食料又は作り置き of 飲食料を販売する店舗及び施設は、飲食料品小売業に該当するため、これらに該当する店舗及び施設も、飲食・宿泊専用券の取扱対象外となります。

例1 飲食店に該当する店舗又は施設

【食堂、レストラン、日本料理店、中華料理店、ラーメン店、焼肉店】

例2 持ち帰り・配達飲食サービス業に該当する店舗又は施設

【持ち帰り弁当屋（客の注文によって調理する店）、クレープ屋、移動販売（調理を行うもの）】

例3 飲食料品小売業に該当する店舗又は施設

【持ち帰り弁当屋（他から仕入れた弁当又は作り置きのお弁当を販売する店）、ケーキ屋、パン屋】

(4) その他

ア 渋川市内に複数の店舗又は施設を営む事業者は、店舗又は施設ごとに申請・登録が必要です。

イ 複数の店舗又は施設が含まれる商業施設は、当該施設内の個別のテナント店舗ごとに申請・登録が必要です。

ウ 取扱店の情報（名称、所在地等）は、「しぶかわ元気券取扱店一覧」を作成し、市ホームページ等に掲載し周知します（随時更新）。

6 換金について

(1) 換金申請

取扱店は、「しぶかわ元気券換金申請書兼請求書」に使用済みのしぶかわ元気券を添えて、市商工振興課窓口に換金申請をしてください。申請に基づき、指定された口座に換金額を入金します。

※ 現在実施している「こども応援券」に係る事業と異なり、元気券については、市商工振興課に直接換金申請書を提出していただきます。

(2) 支払日について

元気券の換金支払日は、毎月5日、15日、25日を基本とし、当該日が休日の場合は、翌営業日とします。

支払については、例1、2で示すスケジュールで行う予定です。詳しい支払スケジュールは登録通知書に同封いたします。ただし、申請内容や事務処理の都合から、支払日が前後する場合がありますのでご了承ください。

例1 7月27日から8月5日までに換金申請をした場合→8月17日支払い

例2 8月6日から8月13日までに換金申請をした場合→8月25日支払い

(3) 換金申請期間

令和2年7月27日から令和2年12月28日まで

7 その他

(1) この募集案内に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

(2) この募集案内は、本事業の進捗状況等により随時見直すことがあります。

(3) ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 渋川市役所商工振興課

〒377-8501 渋川市石原80番地 渋川市役所第二庁舎

電話：0279-22-2596（直通） FAX：0279-22-2132

更新日：令和2年8月3日